

平成30年4月18日

平成30年千葉市教育委員会会議第4回定例会

[参考資料]

議案第15号関係	1
議案第16号関係	3
報告第3号関係	5

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について（議案第15号）

教育総務部総務課

1 改正の趣旨

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求の裁決を教育長への委任事項とするほか、教育委員会への審査請求に対する却下の裁決を教育長の専決事項とすることについて、所要の改正を行うため、規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 教育長への委任事項に対する審査請求の裁決について

教育長への委任事項については、審査請求をすべき行政庁は教育長になると解されるとの周知が文部科学省からされたことに伴い、この事務に関する審査請求の裁決は、教育委員会会議の議決事項ではなく、教育長の委任事項とする。

(2) 却下の裁決について

教育委員会への審査請求に対する裁決について、形式的審理の段階で審査請求が適法要件を欠いているため不適法として却下する裁決については、実質的な内容の審理を必要とはしないことから、教育長の専決事項とする。

3 施行年月日

公布の日

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第7条（略） （議決事項）</p> <p>第8条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。ただし、専決できる事項として第12条その他教育委員会が別に定めるものを除く。</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（14）行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による<u>審査請求</u> _____に係る<u>裁決</u> _____に関する<u>こと</u>。</p> <p>（15）（略）</p> <p>第9条（略） （教育長への委任事項）</p> <p>第10条 教育委員会は、法第25条第2項各号に掲げる事務並びに第8条及び第12条に規定する事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第11条（略） （教育長の専決事項）</p> <p>第12条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）<u>行政不服審査法の規定による審査請求に関すること（裁決に関するものを除く。）</u>。</p> <p>（10）～（13）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （議決事項）</p> <p>第8条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。ただし、専決できる事項として第12条その他教育委員会が別に定めるものを除く。</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（14）行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による<u>審査請求（教育長に委任された事項に係るものを除く。）</u>に係る<u>裁決（却下するものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>（15）（略）</p> <p>第9条（略） （教育長への委任事項）</p> <p>第10条 教育委員会は、法第25条第2項各号に掲げる事務並びに第8条及び第12条に規定する事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第11条（略） （教育長の専決事項）</p> <p>第12条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）<u>行政不服審査法の規定による審査請求（教育長に委任された事項に係るものを除く。）</u>に関する<u>こと（第8条第14号に規定する事項を除く。）</u>。</p> <p>（10）～（13）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針（案）の概要

1. 策定の背景 P1

(1) 子どもを取り巻く状況の変化

- ① 少子化の進展
- ② 学びのスタイルの変化
- ③ 学校の社会性育成機能への期待
- ④ 効率的な教育投資の必要性

(2) 本市の教育施策上の必要性

学校教育本来の役割を十分発揮するために、小・中学校では一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく必要があります。

2. 第3次実施方針について P3

(1) 対象

千葉市立の小・中学校

(2) 本市の計画体系における位置付け・役割

- ▶ 本市の基本構想・基本計画及び学校教育推進計画に基づくとともに、実施計画や関連する個別部門計画と適切な連携を図ります。
- ▶ 学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みの推進を図っていくために、基準を定めるとともに基本的な考え方や進め方を明示するものです。

(3) 学校規模の適正化及び適正配置の目的

子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実

(4) 策定の基本的な視点

- ① 子ども最優先の視点
- ② 学校と地域の関係を考慮する視点
- ③ 将来を見据えた視点

3. 千葉市における学校の適正規模・適正配置の基準 P4

(1) 適正規模の基準

小学校：各学年2学級以上、全体で12学級以上24学級以下

中学校：各学年4学級以上、全体で12学級以上24学級以下

* 中学校の各学年3学級以上、全体で9学級以上11学級以下は準適正規模

(2) 通学距離の基準及び通学区域の設定

- ① 通学距離の基準：概ね、小学校4km以内、中学校6km以内
 - ② 通学区域の設定
- ▶ 中長期的に一定の学校規模を確保するとともに、全市的なバラン

スを考慮する。

- ▶ 適正配置に伴う通学区域の設定に当たっては、次の観点にも十分に配慮する。

- ・ 小学校と中学校の通学区域の整合性
- ・ 幹線道路、河川、鉄道等の通学環境
- ・ 地域コミュニティとの整合
- ・ 地域及び学校の歴史的、沿革的な要因

4. 取組みの方法 P5

(1) 基本的な方針

- ① 子どもの教育環境の改善を中心に据え、学校規模の適正化を優先に検討するとともに、全市的なバランスや地域の実情を考慮した最適な学校適正配置を検討します。
- ② 丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに向けた合意形成を図ります。
- ③ 学校教育における義務教育期間9年間の連続性、多様な教育的支援の必要性、地域コミュニティとの関係性を十分に考慮して検討します。
- ④ 中長期的に小規模校・大規模校として学校運営を見込む場合には、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実方策を検討します。

(2) 検討の方法

- ① 小規模校
- ▶ 学校規模や学校間の距離を踏まえて、次のA～Cの方法を基本に検討を進めます。

A 小・中学校の一体的な適正配置

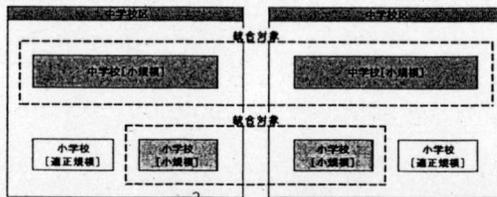
【要件】

- ・ 小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域
- ・ 隣接する中学校間の距離が概ね2km以内など、地理的条件の課題が少ない

【方策】

- ・ 小・中学校ともに統合を検討します。
- ・ 複数中学校区の小・中学校の統合を一体的に検討します。

【イメージ】



B 小学校の優先的な適正配置

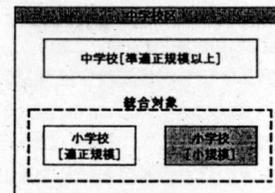
【要件】

- ・ 中学校は、準適正規模（9～11学級）以上の規模が確保されている地域
- ・ 小規模の小学校（11学級以下）が存在する地域

【方策】

- ・ 小学校の規模の適正化を優先し、第一に同一中学校区内の小学校との統合を検討します。
- ・ 地域の実情を踏まえて、通学区域の調整や異なる中学校区の小学校との統合も柔軟かつ慎重に検討します。

【イメージ】



C 小中一貫教育校化による適正配置

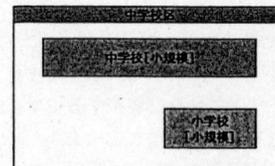
【要件】

- ・ 小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域
- ・ 隣接する中学校間の距離が概ね2km以上など、地理的条件の課題が多い

【方策】

- ・ 第一に、小・中学校ともに統合の可能性を検討します。
- ・ 地理的要因などから同一学校種の統合による適正規模化が困難であり、小規模校であっても存続することが望ましい場合は、小学校段階・中学校段階全体として集団規模を確保する観点から、施設一体型を基本とする小中一貫教育校化を検討します。
- ・ なお、小中一貫教育校化に当たっては、教育課程や指導形態の工夫、家庭・地域との連携・協働体制の構築など、小中一貫教育のメリットを最大限生かします。

【イメージ】



② 大規模校

- 大規模校（25 学級以上）への対応としては、大規模校となる期間、当該校の校地面積や学校施設等の物理的条件を考慮し、次の方策を基本に、学校及び地域の実情に即した最適な方策を検討します。

【方策】

- ・ 近隣の学校との通学区域の調整
- ・ 学級以外の教室（余裕教室等）の改修や仮設校舎の建設
- ・ 中長期的に大規模化や過大規模化、教室不足が見込まれる場合は、増築や分教室の設置、新設校の設置

(3) 対象校

【平成 29（2017）年度算出の児童生徒数推計に基づく、平成 35（2023）年度推計】

- 適正規模を下回る学校を小規模校（11 学級以下）、上回る学校を大規模校（25 学級以上）とし、毎年度算出する児童生徒数推計を基に、対象校を設定します。【推計は毎年度更新】
- 学級数は学級編成の弾力的運用を含んで算出することとし、小学校は 1～4 年生：35 人、5・6 年生：38 人、中学校は全年齢：38 人で算出しています。

① 小学校

- ・ 小規模校（11 学級以下）：39 校
- ・ 大規模校（25 学級以上）：5 校

② 中学校

- ・ 小規模校（11 学級以下）：25 校 [標準適正規模校：12 校を含む]

(4) 小規模校に関する取組みの優先度

- 適正規模を下回る小規模校のうち、学級数や児童生徒数によって取組みの優先度を区分し、取組みを進める上での判断材料とします。

優先度（重要性・緊急性）		
I	II	III
小：6学級以下(120人未満) 中：5学級以下	小：6～11学級(240人未満) 中：6～8学級	小：6～11学級(240人以上) 中：9～11学級(各学年3学級以上)

(5) 具体的な検討の枠組み

- 「小規模校に関する取組みの優先度」に加え、物理的な適正配置の可能性、同一中学校区及び隣接する中学校区内の小・中学校の規模、施設の老朽化の状況などを踏まえ、総合的な判断の基に順次、具体的な検討を進めます。

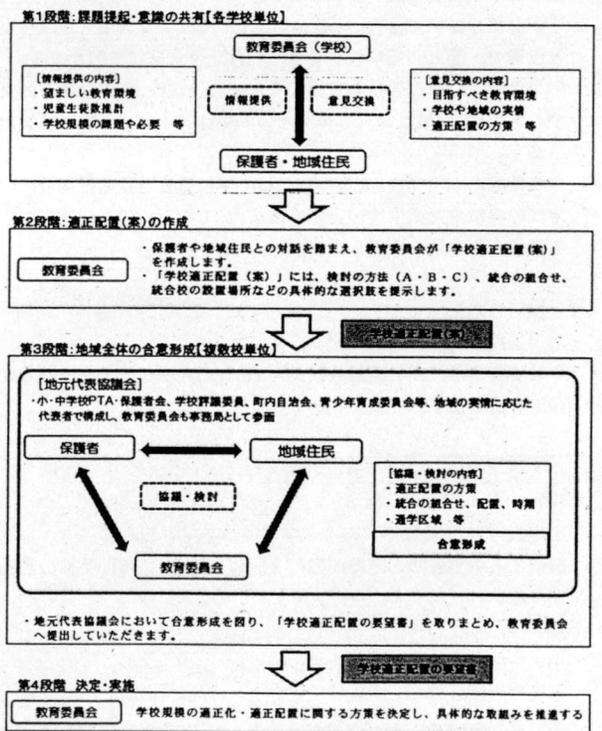
5 取組みの進め方 P.117

(1) 基本的な方針

- 地域の実情に即した最適な適正配置を実施するために、子どもの教育環境の改善を中心に据え、保護者や地域住民の方々と丁寧に議論を積み重ねて合意形成を図ります。
- 円滑な合意形成に向け、各学校の保護者や地域住民との対話を起点に地域全体の合意形成へ移行するとともに、教育委員会は各段階における協議・検討等に主体的に参画します。
- 教育委員会や学校は、保護者や地域住民等の関係者と課題意識や改善に向けた見通しの共有を図るため、検討段階に応じて適切な情報提供・説明を行い、透明性のある取組みを進めます。

(2) 基本的な進め方

【イメージ図】



(3) 統合に向けた準備

- ① 統合準備会の設置
 - 円滑な統合の実現に向けて、「統合準備会」を設置し、学校・家庭（保護者）・地域・行政の四者が協働して準備を進めます
- ② 両校による統合準備
 - 統合後、すぐに児童生徒が安心して活気あふれる新しい学校生活を送ることができるように交流活動を実施するとともに、様々な準備を児童生徒も参画しながら適切に進めます。

6 適正配置を契機とする教育環境の整備 P.13

- 統合をはじめとする適正配置の取組みは、教育活動や学校運営を充実・革新する大きな契機となることから、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう整備・検討を行います。
- ① 地域とともにある学校づくり
- ② 通学路の安全確保
- ③ 学校施設の整備充実
- ④ 教職員の配置
- ⑤ 子育て関連施策との連携

7 学校跡施設の利活用 P.14

(1) 跡施設の利活用検討の基本的な進め方

- 学校適正配置の実施に伴い生じる学校跡施設については、本市の貴重な公有財産として「千葉市資産経営基本方針」及び「千葉市公共施設見直し方針」に基づき、中長期的なまちづくりの視点から、人口・世代構成や周辺施設の状況、地域住民の要望及び費用対効果などを総合的に勘案し、資産経営部を中心に全庁横断的に検討を進めます。
- なお、学校跡施設の利活用の検討は、「子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実」を目的とする学校規模の適正化や適正配置の取組みとは、直接的に整合しないことから、「学校の統合」と「跡施設の利活用」に係る検討は明確に区別して進めます。
- 一方で、跡施設の利活用を円滑に進めることは重要であることから、統合の決定により学校が跡施設となることが決まり次第、速やかに、統合に向けた準備と並行して跡施設の利活用に係る取組みを地域住民の理解を得ながら進めます。
- (2) 跡施設の管理について
 - 跡施設の利活用が決定するまでの期間は、本市で適切な施設管理を行います。

報告第3号 千葉市育英資金支給条例施行規則の改正について

1 改正の目的

国公立高等学校等の低所得世帯の生徒に対し、千葉県が国の補助事業を活用して支給する「奨学のための給付金」において、非課税世帯の第1子への給付額が増額されることに伴い、同給付金と「千葉市育英資金」との重複受給について規定している「千葉市育英資金支給条例施行規則」の一部を改正するものである。

2 千葉市育英資金支給条例及び同施行規則改正の経緯

平成26年4月 「奨学のための給付金」制度の創設に伴い、その差額を支給するように条例改正

平成30年4月 「奨学のための給付金」制度において、非課税世帯における第1子への給付額が増額されたことに伴い、条例施行規則で規定する金額の一部を改正

3 条例施行規則改正の概要

- (1) 第3条「支給額から相当額を控除する給付金」第2号に規定する給付金の年額を、75,800円から80,800円に変更する。
- (2) 第4条「委員会規則で定める額」第2号に規定する支給額を、月額3,700円(3月にあつては、3,500円)から、月額3,300円(3月にあつては、2,900円)に変更する。

4 施行年月日

平成30年4月1日

【参考】

奨学のための給付金

【給付額(年額)】

・生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

国公立：32,300円、私立：52,600円

・非課税世帯【全日制等】(第1子)

国公立：75,800円→80,800円(+5,000円)、私立：84,000円→89,000円(+5,000円)

・非課税世帯【全日制等】(第2子以降)

国公立：129,700円、私立：138,000円

・非課税世帯【通信制】

国公立：36,500円、私立：38,100円

新旧対照表
(千葉県育英資金支給条例施行規則の一部改正)

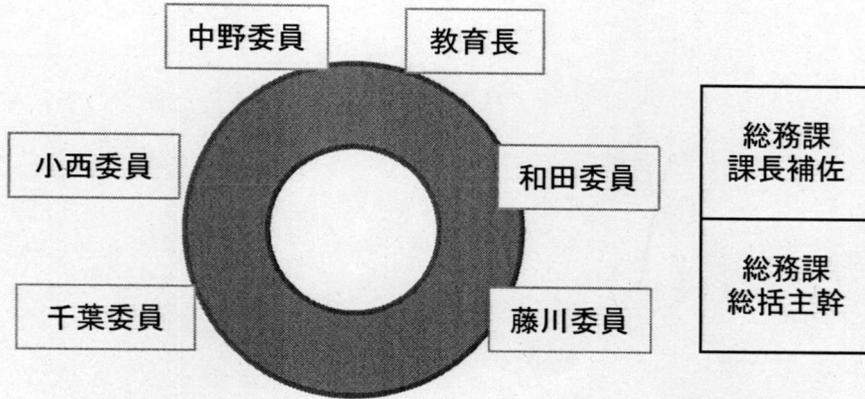
改正前	改正後
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(支給額から相当額を控除する給付金)</p> <p>第3条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める給付金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 奨学のための給付金であって、年額32,300円のもの</p> <p>(2) 奨学のための給付金であって、年額<u>75,800円</u>のもの</p> <p>(委員会規則で定める額)</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に規定する給付金を受給している者 月額7,300円(3月にあつては、7,400円)</p> <p>(2) 前条第2号に規定する給付金を受給している者 月額<u>3,700円</u>(3月にあつては、<u>3,500円</u>)</p> <p>第5条～第12条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(支給額から相当額を控除する給付金)</p> <p>第3条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める給付金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 奨学のための給付金であって、年額32,300円のもの</p> <p>(2) 奨学のための給付金であって、年額<u>80,800円</u>のもの</p> <p>(委員会規則で定める額)</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に規定する給付金を受給している者 月額7,300円(3月にあつては、7,400円)</p> <p>(2) 前条第2号に規定する給付金を受給している者 月額<u>3,300円</u>(3月にあつては、<u>2,900円</u>)</p> <p>第5条～第12条 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会会議第4回定例会座席表

4月18日



教育総務 部長		教育次長
------------	--	------

学校教育 部長		生涯学習部 長
------------	--	------------

総務課長		学事課長
------	--	------

教育指導 課長	生涯学習 振興課長	中央図書館 長
------------	--------------	------------

学校施設 課長	教育職員 課長	教育職員 課教職員 担当課長
------------	------------	----------------------

市立千葉 高校長	教育セン ター所長	文化財課長
-------------	--------------	-------

企画課長		教育支援 課長
------	--	------------

市立稲毛 高校長	保健体育 課長	保健体育課 学校給食 担当課長
-------------	------------	-----------------------

		養護教育 センター 所長
--	--	--------------------

		総務班 主査
--	--	-----------

総務班	総務班	総務班
-----	-----	-----

傍聴席(10席)

報道関係(3席)
